戦旗

一九六〇年九月一三日発行
発行所
新宿区東大久保二の一五五
世界労働運動研究所
編集 発行人　鏑木　潔
一部　拾円

万国の労仂者団結せよ！
革命的前衛・共産主義者同盟を
すべての工場に組織せよ！

共産主義者同盟

炭労大会あっせん案受諾

職場活動家の指名解雇を認む

三池は反撃の先頭に立て

三池闘争の運命と日本労仂運動の方向を決定的に左右する炭労第廿七回臨時大会の再開大会は六日最終的にあっせん案を受諾して三池闘争を拾収することを万場一致で決定した。一月廿五日スト突入以来二百日をこえさらに第一波ストから一年近く三池労仂者と全国からの延三〇万に及ぶオルグ等、日本労仂運動の要として闘いぬかれてきた一二〇〇名の指名解雇拒否の闘いは、三池労仂者の〃拒否〃の明確な態度にもかかわらず、白紙委任あっせん申請という決定的裏切りを行なった総評民同、炭労中闘の下に、ついにあっせん案受諾という敵階級の正面攻撃に、闘わずして屈することとなった。

八月十八日から開かれた第廿七回炭労臨時大会は、炭労中闘の受諾提案に対する代議員からの「予想外に」激しい反撥と、それに対する民同中闘の「闘えない」というどうかつの平行線故に、大会は結論を下せず大会を延期し山元討論にかけて再開することとなった。

この山元討論のなかで三鉱連五山のなかからも、ついに美唄は拒否を決定し、また中央委員会で五七対五九で一度受諾を決定し、全員投票で拒否（一二五〇対一〇一二）を決定した高島炭鉱など、総評民同および炭労中闘の受諾による収拾提案にたいするより強まった反撥のなかで、九月二日大会は再開された。

大会第一日目の本会議での発言は北炭神威をはじめ圧倒的多数が山元討議の〃拒否〃の結果を報告したが、第二日目の支部代表者会議、三日目の戦術会議、四日目の支部代表者会議で一応条件をつけながらも現地事情から意志表示を山元機関の決定まで保留する三池をのぞき万場一致あっせん案で三池闘争を収拾することを決定し、六日の本会議はこの代表者会議の報告を承認するためだけの大会として開かれた。

代表者会議の決定の主要な内容は

一、中労委第三次あっせん案は、敵の正体を完全に暴露した。だが「かりに千二百の解雇をゼロにした」としても「山毎のクビ切り合理化は来る」。三池闘争は指名解雇のみが焦点になっているが、実は十一万クビ切り反対闘争の一環であるその合理化反対闘争は現実に後退しており、これを反撃に転ずることなくあっせん案を「拒否」することだけでは勝利することはできない。さらに支援カンパおよび企業別組合等からくる弱点にみられるように今日三池を守って「拒否」をつらぬく体制がないので一歩後退して十一万対決体制をつくらねばならない。

二、今後の闘い方としては産業別統一闘争を基本にし炭労全体の統一闘争にすることを確認し、三権行使指令権は組合機関にある。

職場闘争については実力なかんずく実力行使をめぐって会社から攻撃の口実をつくりやすいから、組合の指令、指示によって行動することにする。

三、政府に対し三池退職者の完全就職のための具体的措置と石炭産業の合理化施策として石炭産業振興対策と完全雇傭と離職にともなう雇傭対策の要求。

中労委にはあっせん案の前文を認めることができない。差別待遇および責任追及の禁止等の態度をもつ。三井鉱山に対しては期末手当の解決、就労体制の条件と不当配転の阻止、責任追求阻止等の要求。

四、不当労仂行為については、裁判所もしくは労仂委員会に申立てる。組合員についてはその費用の保障と生活費の一切の善処

五、六〇〇〇円カンパの継続

六、一三〇名三池へのオルグ、十二月までの派遣と常駐、十三社指導委を一ヵ月常駐

炭労大会の最後に発言した宮川三池労組組合長のあいさつにもあきらかなように、たしかにこの決定をもって三池における闘争が完全に終了するわけではない。就労条件、すでに準備されている官憲からの弾圧さらには会社側からの闘争責任追及という追いうちなど今後も闘いはつづけられるし、それはなお決定的に重要である。

これらは条件獲得のため炭労全体の、支援ストを行うことを一応決定した炭労と、この屈辱的敗北を労仂運動指導部からのまされた三池労仂者の闘いのいかんは極めて困難な条件のもとにありながらも、今後の第一組合と第二組合との力関係にも影響を与えるものとなりうるものである。そして三池にあっせん案をのませるためにこそこうした支援態勢を一応決定した炭労が、この闘いにおいて単に第一組合から第二組合への流動を阻止するためのオルグ活動を中心においていることは、より一層今後に困難をなげかけている。従がって拒否を主張した多くの山元の労仂者とともに三池現地の労仂者が、あっせん案受諾を強要するという階級的裏切りを行なった炭労中闘に一切の幻想を持つことなく、みずからの闘いとして就労条件・職場で火ぶたが切られる職場闘争をすすめることが、組織問題自体をも解決していく絶対的条件なのである。

しかし、あっせん案受諾による収拾の方向の決定は「総資本対総労仂」の闘いといわれ、全国からのオルグが逆に三池労仂者によってオルグされ、さらにはホッパーをめぐる闘いの中で作りだされた労仂者の自衛の思想の獲得とその経験は日本労仂運動に巨大な影響を与えつつも、ついに千二百名の職場活動家の指名解雇を認めたことは三池の労仂者のみならず、今後の日本労仂運動にきわめて深刻な転機を強要することになるであろう。

炭労中闘は炭労大会の決定はあっせん案の諾否いずれをも決定したのではないと言っており、アカハタも「諾否きまらず」と報告しているがいかに前向きの姿勢を言々しようと、条件を付した形をつけようと、明らかに職場活動家の指名解雇全員を認めたことであり、今後の炭労の合理化および全産業への首切りにあたってこうした攻撃があらゆるところであらわれるであろう。

第二に、あっせん案の前文を認めがたいといゝながら職場闘争について確認の内容は明らかに職場闘争を否定する方向を示してをり、今後の合理化攻勢のなかにおいて必然化する職場闘争の否定は、合理化反対闘争の強力な闘争手段の一つの放棄となろう。

さらに離職者対策ということで首切りを認める方向は、今後の首切り反対闘争に対する決定的方向転回であり、労仂者の犠牲による資本家の利潤追求を認めることになるであろう。

かゝる意味をもっているかゝわらず、原炭労委員長は十一万体制ができたとして前進であると評価し、太田総評議長にいたっては、三池闘争は資本家に首切りがかんたんにはできぬことを教え離職者対策を政府にやらせることは政策転換の闘いの勝利であると語って、みづからの階級的裏切りを合理化し、労仂者をだましつづけようとしている。

「戦旗」固定購読

お申込みは
新宿区東大久保二の一五五
世界労働運動研究所内
戦旗経営局
定価　一部　十円
月　四〇円　半年　二四〇円

中立系他産業の職場にもこれだけ闘う勢があるのに！

炭労が闘えぬ筈はない！

――長崎造船社研のビラから――

炭労大会は中闘の裏切りがついに効を奏し、あっせん案受諾を決定した。だが、炭労大会には全国の戦闘的労仂者や学生が中労委あっせんを拒否して闘うことをよびかけていた。以下は、大会席上にまかれた長造社研のビラからの抜スイである。

闘う態勢がない――といわれる。だが、本当に本当か。去る八月二十六日、長崎造船の一職場、造機工作部第一鋳造工場で三池闘争のアンケートが行われた。職場新聞「つちおと」編集部が行ったものだが、その結果は次の通りだ。

あっせん案	拒否して闘へ	六十三%
	受諾せよ	十八%
	わからない	十九%
	回答なし	〇%
カンパ・オルグなどの支援	賛成	七十六%
	反対	十一%
	わからない	八%
	回答なし	五%
資金カンパの固定継続化	賛成	七十二%
	反対	十五%
	わからない	十一%
	回答なし	二%
支援ストライキ	賛成	四十三%
	反対	二十六%
	わからない	二十九%
	回答なし	二%

炭労の皆さん。この事実をどうみるか。このアンケートは、職場新聞のものできわめて一般的なものだ。組合の指導方針が打ち出され、職場討議が組織された後のものではない。

しかも、私たち長崎造船労組は、総評にも加入できない中立系労組である。執行委員十五名中、三名は公然たる民社党長崎支部役員であり、全体の半数近くがその影響下にある。そうした組合の職場の、生の声がこうなのだ。

あっせん案拒否の数より、カンパ・オルグ継続支援賛成が多いのはなぜか。個人としては受諾でも炭労の諸君が闘うなら支援するという部分がいるからだ。支援スト四三%はどうか。アンケートのとり方に不手際もあり長崎造船だけで支援ストに立つのか、といった疑問が多くて結局、判らない二九%という多数にのぼったが。

しかも、この四三%こそ、もし、諸君が闘う決意を固め、組合指導部が闘う支援ストを提案するなら、六〇%にも七〇%にもなりうることを、一点の疑う余地なく示しているのだ。

炭労の皆さん、これでも職場に闘う態勢がないといわれるのか。本家本元の炭労の内部に、闘う態勢がないといわれるのか。私たちには信じられない。絶対に信じられない！

（中略）

それはウソだ！
美しいウソだ！

「受諾しても敗北でない」「闘う態勢を保持して――」「前向きの姿勢で今後にそなえる」――やめてくれ！それは美しいウソだ！　それは美しいウソだ！絶対にウソだ！――

現実のきびしさに、目をつぶらせ、労仂者にバラ色の幻想を与えて、敗北の責任を回避するこうみような言葉だ。事態を美化し、無指導を合理化する言葉だ。百万辺、美しい言葉でかざられようとも、この事実を見てきた私たちは、絶対にそんな言葉を信じない。

同じ美しい言葉で、四月、中労委にあっせんを申請したのはだれか。

同じ美しい言葉で、七月二〇日、二万のピケを武装解除し白紙委任をのたのはだれか。

その同じ美しい、しかし、資本家に奉仕する手が、三たび、三池の首をしめ、全労仂者の原則的利益をふみにじろうとしているのだ。

受諾を決めた総評、炭労指導部の反労仂者行為をゆるしてはならない。

それに追随するだけの社会党もゆるせない。

表面は「あっせん拒否」をかんばんにしながら「ロックアウト解除、生産再開」「労資の自主的団交による解決」(アカハタ）などとほうもない敗北方針をかかげ、闘争継続を選挙に利用するだけの共産党もゆるせない。これら既存の、腐敗した指導部を批判し、自ら真の勝利の展望をきりひらかねばならない。

闘ってくれ！
たのむ！たのむ！

炭労の皆さん、私たちは長崎造船所の労仂者だが、皆さんの採決如何は直接私たちに影響するのだ。本心を云わせてもらえば、日本中の労仂者全体に巨大な影響を与える今次闘争の「収拾」が、炭労だけで決められることに大きな不満を持っている。私たちはカンパもした、死をとしてホッパー下のピケにも立った。それは、三池を私たち自身のトリデだと考えたからだ。

皆さん！　けってくれ！　あっせん案をけってくれ！　遠く九州のはしで、いてもたってもいられない気特をビラにたくした。

皆さんと共に私たちはすべてをつくして、最後まで闘うことを約束する。

たのむ。　たのむから、あっせん案をけって、闘う方針を確立してくれ!!

一九六〇年九月二日

さあ新しい闘いだ！

本当に闘ったもののみが示すこの力と幻想

―現地報告―　岸本健一

ピケ小屋も社宅も、山元討議に絶大な期待をかけていた。討論が上から「のめ〳〵」と指導されていることなど考えもせず、全国の「炭労の仲間」を信じていた。黙々とホッパーを守る労仂者は次々に入る「拒否」の決定のたびに小躍りしていた。

三井美唄が拒否―ピケ小屋はドッと湧いた。たちまちニュースは伝わる。「山野、田川はしかたがないが、あと砂川が前向きになれば――」その夕方の交代から、ピケの人数がぐっと増えた。闘争の最後の数にたちまちもどった。

全国労仂者の支援あればどんな小さくても、自分の職場で支援を自己批判し、それを進めるという決定と、それをまとめた総決起大会が、どんなに大きな影響を与えたことか。だがそれをすばやくやったのは、長崎だけだった。

しかし、三池は常に沈黙していた。中央委員会は「拒否」をきめたが、独走のハラを固め、炭労全体を拒否に変えるために動く〳〵といった思想も行動もまったくなかった。拠点共闘指

――二面に続く――

記事とりけしについて

昭和三十五年一月二十一日付「戦旗」第三号に掲載した「羽田事件弁護団」にかんする記事は事実に不正確な点がありましたのでこれを取消します。

戦旗編集局

「討議資料掲載にあたっての」編集局のよびかけ

—原則的党内闘争展開のために—

戦旗編集局

戦旗二六号の青山到論文（同盟の革命的再生と統一のために）ならびに二七号の東大細胞意見書とそれにたいする反論（山崎・田川論文）にたいして同盟の地方組織および戦旗読者より意見が編集局に送られてきた。編集局に文書を寄せられてきた意見の中、そのほとんどは、同盟第五回大会の経過とその評価、そして第六回大会にむかつての討論のよびかけがなされることなしに、いきなり青山論文が掲載され、戦旗の紙面が討論を開始したことにたいする意見質問であつた。二七号で編集局としてことわつたように、これらの論文は討議資料として掲載したものであつた。だが実際問題として戦旗讀者から多くの質問が寄せられている以上この間の経過と問題について戦旗編集局としての見解をまとめて発表するべき必要があると考え、以下の諸点を明らかにするものである。全同盟員諸君と戦旗讀者諸君が、すでに発表されている討論を前進させていかれることを期待している。

（一）

一年有半にわたる安保闘争、とくに五・一九以降一ケ月の激動の本質を正しく総括し、安保闘争とともに成長してきた同盟活動の全面的点検を行うことによつて前衛党建設の展ボウを明らかにするべき任務をもつて第五回大会が召集された。だが第五回大回はかかる任務を遂行することができず、同盟中央から提出された議案と同盟中央の指導にたいする代議員からの批判と意見が集中し、激しい討論のうちに、総括と方針と前衛党建設の課題についてあらためて全面的に再検討し、そのための第六回大会の召集を決定した。第五回大会の経過とその評価については、当然なすべき任務として同盟政治局から責任ある文書が公表されるべきであつた。だが「政治局の解体」というような言葉が一般的に語られているように、かかる事態のもとにあつては、政治局の責任ある文書の公表はなすべくしてなしえない状況に陥入つていつたのであつた。なぜ、解体が始まり、同盟中央の統一ある指導が貫徹されない状況に陥入つたか、そのことについては、創立以来の同盟活動の全面的総括をなすことなしには解明されないであろうし、現在進行している討論収約として別にあらためて発表されるであろう。だが、「政治局の解体」ということに集中的に表現される同盟中央の状況は、ただ単にある同志が日和見におちいつたとか、ある同志の活動が不活発になつたとか、あるいは、一般的な理論的組織的誤謬ということなどだけにあるのではない。もちろん、安保闘争を労仂者階級の「政治的勝利」と規定したり、そのウラハラの関係として導きだされる「わが同盟の活動は、労仂運動における革命的潮流の形成……に成功した。……わが同盟の存在こそ……労仂者大衆の中での左翼的潮流の形成とその勝利を準備した」（戦旗十九号の政治局総括）というような主観的願望にみちみちた総括、あるいは「池田治安政権とわれわれとの間の闘いは、安保決戦のまく切れのように中途半端なものをして終ることはできないし、またかれらがそれをやることはないであろう」（戦旗二一号「日本をめぐる情勢と来るべき決戦の準備について」政治局論文）といつたプロレタリアートの資本にたいする闘争が現実の階級闘争の舞台の上でどのように進展していくかの具体的分析を全く抜きにしたところの決戦怒号論にも道を開く論理、あるいは「前衛としの意識の欠如」を上から強調するようなスターリニズムへの傾斜。このような分析視点が第五回大会以降の討論を通じて同盟の理論的組織的誤謬として明るみにだされてきたことは事実である。そしてまたスターリニスト代々木共産党から組織的分離をなしとげながらも、思想的確立がきわめて未成熟であつたことも争う余地のない事実であつた。そしてそれらのことは、同盟第五回大会とそれ以降、必然的に激しい討論を同盟内諸組織に呼びおこしていつたのであつた。だが、同盟の理論的あるいは組織的誤謬が明るみにだされたからといつてそのことから直線的に同盟政治局の解体の理由をもとめることは必ずしも正しくないであろう。なぜならば政治局の全同盟にたいする統一ある指導のなされなくなつたことの根本的な問題は、現に同盟内に存在している基本的ともいえる意見の不一致が同盟中央と政治局のなかに集中的に表現されていることにある。すでに青山、東大細胞意見書、山崎、田川の反論などの中にあらわれているように、討論が進めば進むほど、意見の不一致は根本的な体系的なものにまで発展してきつゝある。それは安保闘争の性格規定をめぐつて四・二六以降の戦術問題をめぐつて、また労仂運動の方針をめぐつて激しく論争されている。そしてプロレタリアートの前衛をいかに建設し、確立していくかについて討論はさらに前進せしめられねばならないが、その解決は意見の不一致と対立が原則的な問題である以上、決して安易な妥協的解決をはかるべきではないであろう。しかも第五回大会以降、現実に同盟内諸組織の討論が進行し、意見の分岐点が明確になりつゝある以上、同盟機関紙としての戦旗の任務は、当面する階級闘争の分析と方向を明らかにすると同時に、論争点を紙面に反映させつゝ大衆的討論を引き起していくことでなければならない。そしてそのことを抜きにして当面のイデオロギー闘争の中心課題を語ることはできない。以上の観点にたつて編集局は討議資料として二六、二七号に三論文を掲載してきたし、今後も編集局の責任において同盟の再建と前衛の建設にたいする討議資料として発表の必要のあるものは遂次掲載していく予定である。

（二）

だがまた、他方では、編集局に次のような意見が寄せられている。「討論の重大性はわかるが、同盟内の問題である以上、戦旗には掲載せずに同盟内討論資料として別箇に発行するべきである」と。もちろん戦旗の限られた紙面をもつて現に闘われている論争の悉くを戦旗の紙面にのみ依存して発展させることは、できない。そして組織問題をも含めた全面的論争に発展しつゝある以上、別箇に討議資料を発行するべき準備も十分考慮しなければならない。だが、そのことから逆に、戦旗の紙面を論争の発展にふりあてるべきではないとする見解にはわれ〱は残念ながら賛成することはできない。前衛の建設を進めるにあたつて同盟の周囲に結集しているプロレタリア大衆にたえず問題点と対立点を明確にし、討論への参加を呼びかけることは必要不可欠なことだからである。スターリニスト共産党の党内闘争の展開の仕方は、官僚機構の秘密のヴエールにつつまれた結論のみの提示であり、党支持者が党内とくに中央部においていかなる討論が展開されているかを知ることは殆んど不可能に近い組織論がかたく貫かれていた。日共のなかでは、論争を公然と行うことは五〇年の分裂のさなかにもなされなかつたばかりでなく、五五年の六全協後の「混乱」の際に下部党員が党内資料の公開を要求したにもかかわらず、それは五七年末までひきのばされた。そして青木文庫などで資料が公開されると代々木官僚はそれを弾圧したのだつた。その結果、党機構の独善とセクト主義がはびこり、その裏返しとして「大衆路線」などという追随主義が生れたのであつた。いま、同盟を中心とした真の前衛の建設を進めていくにあたつて、スターリニストのやるような秘密主義のヴエールはわれ〱にとつて無縁である。レーニンはかつて一九〇三年、メンシエヴイキとの闘争にあたつて次のようにのべた。「分裂の機縁が発生し増大しつつあることを党にかくしておいてはならない。そういう機縁となつている事情と出来事をすこしでもかくしておいてはならない。党にかくしておかないだけでなく、できるだけの第三者の公衆にもかくしておいてはならない。……こうした公開の討議をつづけていつて始めて、われわれのもとには真に調和した指導者団ができあがるのであり、こうした条件があつて始めて労仂者はわれわれを理解しなくなるおそれのないような状態におかれるであろうし、そうなつたときに始めてわが『司令部』は、司令部にしたがうと同時に司令部に正しい方向を与える軍隊の善良で自覚ある意志に真に依拠するようになるであろう」（イスクラ編集局への手紙）

いま、誰もが同盟の危機について語つている。だが同盟を革命的に再建し真の前衛を建設するためには、われわれは、レーニンとともに広範な同盟員大衆と、とプロレタリア大衆の前に問題点を明確にさしめし、討論への参加を呼びかけることから開始しなければならない。「戦旗」はそのための武器であるし、また編集局はそのための討論の保障を最大限に追究するよう決意している。たしかに、すでに発表されている論文をみればわかるように相互の意見の不一致点は原則的な問題をふくんでいる。だが論争はようやくにして開始されたばかりであり、さらに戦略、戦術組織方針の全面にわたつて論点はほり下げられなければならない。そして「論戦が無益なものにとどまつたり、個人的ないい合いに随したり見解の混乱に導いたり、敵味方の混同に導いたりしないようにするためには、この論戦のうちに綱領の問題をもちこむことが無条件に必要である。論戦が、意見の相違は本来どこにあるのか、それはどれだけ深いものなのか、それはことの本質にふれた意見の相違なのか、それとも部分的な問題での意見の相違なのか、これらの意見の相違は一つの党の隊列内で共同で活動することを妨げるものなのか、そうでないかを解明するとき、そのときにはじめて論戦は利益をもたらすであろう」。（レーニン「わが党の綱領草案」）という方向に現に闘われている論戦を発展させていくよう戦旗編集局としては最大限の努力を集中したいと考えている。

全同盟員諸君と戦旗の読者諸君が以上の観点に立脚して積極的に討論に参加されることをあらためて、編集局としては、よびかけるものである。

東邦大学労組電撃の攻勢

戦闘的な白衣の労仂者たち

前号掲載の東邦大学労組は、八月廿六日のスト延期以来、スト権確立のまま権利要求獲得の団交に入つていたが、九月二日団交の席上、近藤理事の「スト破りをする」との暴言に対して九月三日午前九時より約五時間にわたつて、大衆的に組合員を動員・抗議し、謝罪文、撤回文、勧告文をかかせ、安保できたえられた戦闘性を大いに発揮し、また勝利をかざつた。

力が勝敗を決定する！

力強い抗議集会後、組合旗を先頭にスクラムを組んだ隊列は、続続と大学本部へおしかけ、インターをうたい、逃げまわる経営者側の病院長、安藤事務課長をつかまえて、おびえる経営者に組合ブジヨクの謝罪文をかかせ、母印を押させた。

警察＝国家権力などこわくない

大半の組合員が抗議に来ている時病棟に残つた組合員が、助手にいじめられている旨の情報が入り、原田、鈴木両助手を呼び事情を聴取した所、原田助手は看護婦を「バカヤロー」呼ばわりするのは「愛称」であるとうそぶき、組合員は一せいに謝罪を要求し、今後労仂者を侮辱する言辞はやめるよう要求したが、時間がないと逃げ腰になり、すきをみて警視庁へ電話連絡した。それを知つた組合側一同大笑いし「安保できたえた組合だ、機動隊などこわくないさ」と又大笑い。が、経営者側はすぐにそれを撤回した。組合側の要求により病院長名で原田助手に対して暴言をやめるよう勧告文をかかせた。

「賃金カットはいたしません」

職場にのこつた組合員の知らせで、安藤事務課長が各職場に残した組合員名をしらべたことに対して、どんな目的でやつたのか質問したところ「賃金カット」をやるための資料だと白状したので、再び組合は不当な資本家の行為を撤回するよう要請し、しぶしぶながら撤回文を書いた。

この力で賃闘を！

戦闘的東邦大学労組は、すべては力関係できまるのだから、過去の封建的な法外な低賃金を、団結の力で打破し、自分達のただ仂きをとりかえそうとわきかえつている。

——一面より続く——

導部はそれを最もきらつていた。

「総決起大会を開こう！三池の力を全国の仲間に示そう！」とのわれわれの提案はすべての人々に認められた。だが執行部はそれをやらない。その点に一まつの不安をのこしつつも、労仂者は独力で突上げをはじめた。

一九名の青年がオートバイにのつて東京へ出発した。時速四十キロで野宿をして、つつぱしる。組合の文書は「これはあくまでも自発的な行動である」と明記し一食百円の食費以外はすべて自弁だ。

たしかにムチャな行動ではある。だが労仂者はあえてそれをやつた。続いて、ハンストが行われ、大会には血書の拒否要請が送られた。第二の切崩しに、実力で対決する小ずりあいも、すべて組合員の自主的行動だつた。

九月三日、ついに総決起大会の指令がでた。四日というのを現地が一日早めたものだ。だが、かんばつ続きの九州に、この日大雨が降つた。農民への慈雨は、労仂者の決定的な大会を流してしまつた。大会は一日のびた。まだ雨はやまないだが中央では戦術委が妥結の結論を出してしまつたのだ。総決起大会は、これへの挑戦となる。だからこそ雨でもやるべきであつたのだ。だが、雨が口実となつて永久につきあげは中止されてしまつた。

× ×

大会は受諾に大勢が決まり、ピケの動員は急激にへつた。正式に受諾が決つた後、生まれたのは炭労、総評への大きな不信だつた。

「大東亜戦争と同じだ。」「これからは上と横をよく見てからでなければ闘うのは考えものだ」「全国の仲間が守つてくれるといつたが結局なにもなかつたじやないか、なあんだ」

第三勢力、第二、会社の攻撃は、この大衆的不信をたくみに煽る。民同の裏切りは、それ自体が第二を育てているのだ。

全国の仲間が裏切つたのではない。三池の闘いがバカをみたのではない。仲間も三池も力一杯進んできたのを、ほうりだしてしまつた人々とその考え方が問題なのだ。

だが三池は闘いの中で鍛えられてきた。あつせん受諾による敗北が、日本の労仂者階級にとつて決定的な痛手であり、それはあらゆる職場にはね返つてくるのは時間の問題である。だが、にもかかわらず、その最大の犠牲者である三池は、大たんにもなおおそれと闘うかまえをくずしはしない。

夜中の二時まで、十六時間の討論のすえ、中央委員会は受諾を決めた。あかつきの町へ、涙の中に千二百名の解雇者が「団結」を呼びつつきえて行つた瞬間から新らしい闘いへ三池の労仂者は立上つた。

「おれたちが生産の主人だ」「おれたちは闘いを続ける」ついに千二百名の最良の仲間を失なつてしまつたが、二百余日の闘争できたえられた労仂者は、この追われたリーダーに代つて新らしい資本との闘いを支えて行く決意にもえている。

悲惨な敗北の空気は、またたくまになくなつた。生産再開に向けて、最大の条件をとるために、組織を固めて闘うことに勇みたつている。最後まで拒否を主張して闘つたものだけが示す、条件闘争への本当の前向きの姿勢なのだ。それははじめから屈服し、承諾させるオブラートに条件闘争を出した炭労・総評等とは、根本的にちがつた姿勢なのだ。

三池は民同のこの姿勢を見抜いていないといえる。受諾後の生産再開へ、きわめて甘い夢をもつているといえる。組織防衛の考えも甘いといえる。にもかかわらず、大牟田にふれて得たものは、闘いに勝つて得た自信を、最悪の事態の中でも「闘いはこれからだ」という限りない前向きの歩みなのだ。

これこそが受諾と同時に一挙に過半数を制しようという菊川一派のたくらみを完全に封殺している要因だ。この無限の力。あくまでも善良な闘う姿勢。全国の労仂者が学ぶものがここにある。

と同時に、それを無残にも打こわし、敵に売渡しつづけていた指導部を私は心から憎む。今その弾劾をいつ、なんらの弾劾をうけることなく再び指導のイスにいることに最大の不安を感じる。そして同時に、口であつせん案拒否をいいつつ、現実の闘争を何一つやらず組合員としての任務さえ放棄していた共産党員が、救世主のごとき顔をして表れたことに最大の怒りをおぼえる。

心ある労仂者は、組合運動のワクの中では闘い抜けなかつた問題をみずから解決するために、さらに異質なものをめざして共産党に入るかと広汎な関心を党に向けている。三池の労仂者は、この党が安保闘争で大衆に敵対し、大正炭抗の最良の労仂者が全学連を支特した時「人民の敵」と断罪して党から追放したことをほとんど知らないのだ。

紙代納入に責任をもて！

戦旗経営局

この号においてもまた、われわれは、イカンながら戦旗をタブロイド版として発刊せざるをえなかつた。すでに気がついているように、われわれの戦旗は紙面を小さくして発刊することが多くなつてきている。われわれは創刊以来、週刊を断固として定期発刊する努力をあげ、さまざまな悪条件と闘いながら、労仂者階級の前衛をめざすにふさわしい内容をもるために必死の努力を行つてきた。同盟内における戦旗の体制と経営局の具体的実状については次号でくわしく報告するが、当面各機関において紙代の完全回収に責任をもつてほしいことを訴える。